

介護人材確保対策総合支援補助金の活用にあたっての留意点について

「介護人材確保対策総合支援補助金」を活用していただくにあたり、留意点を次のとおりとりまとめましたので、ご確認ください。

1 資格取得に対する助成について

次の2つについて助成します

- ・介護職員初任者研修の受講
- ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習の受講

(1) 介護職員初任者研修の受講に対する助成について

介護職員初任者研修に関する支援の方法については、次のいずれかの場合によるものとし、介護職員初任者研修の受講料に対して一人あたり5万円を限度に助成します。

県から個人や該当者の所属する事業所等に直接補助金を交付しないのでご注意ください。

- ① 地方公共団体が、資格取得後1年以内の者に対して管内の指定事業所に一定期間就業したことを条件に助成する場合
- ② 県内の指定研修機関が、県内の指定事業所に所属する職員（介護関係の資格等を有しない者）に対して資格を取得したことを条件に受講料を減免する場合
実施を希望する指定研修機関又は市町村は、公募要領の別記「5(2) 介護職員初任者研修支援事業」の実施として事業計画（「様式1の1」に、「様式2の2」又は「様式2の3」を添付）を提出してください。

(2) 介護キャリア段位におけるアセッサー講習の受講に対する助成について

介護キャリア段位制度は、介護職員の資質向上とキャリアアップの促進という観点から厚生労働省が実施している取組です。所属する職員に対して標記受講を助成するため補助金の交付を希望する事業所等は、公募要領の別記「12(2) 介護キャリア段位普及促進事業」の実施として事業計画（「様式1の2」のみ）を提出してください。受講に要する経費一人あたり2万円を助成する予定です。

2 現任の介護従事者に対する研修に対する助成について

介護従事者が、それぞれのキャリア設計に応じた資質向上の機会が得られるよう、研修機会の創出を期待しています。

なお、民間団体が実施する研修で、従来、受講料を徴収して実施していた研修を補助事業の内容とする場合には、県内の事業所等に勤務する介護従事者の受講料軽減のために補助金をあてることを条件に助成するものとします。

また、事業所等が組織内のみで実施する研修は、原則として補助金交付の対象としないのでご注意ください。

3 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営に対する助成について

事業所内保育施設の設置は、子育て支援策の一つとして離職防止・定着促進に大きな効果を発揮することが期待されています。

この補助金においても事業所内保育所の運営のための経費を助成することとしていますので、積極的な活用をお願いします。

補助基準の詳細は、公募要領9(3)に記載の問い合わせ先へご照会ください。

※ <参考> 民間事業所の補助事例：(人件費－保育利用料) × 補助率 2/3

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、国が実施している「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の支給を要件を基本的に満たすことが必要です。

4 介護ロボット導入支援事業にかかる提出書類について

介護ロボット導入支援事業の応募にあたっては、別添の「介護ロボット導入計画」(様式3)を添付して提出してください。

5 複数事業を応募する場合の提出書類について

複数の補助金事業を応募される場合は、提出書類の「様式1の1～2」は、「介護職員初任者研修支援事業」、「介護キャリア段位普及促進事業」をそれぞれ別に作成してください。上記以外の事業については、「様式1の1」1枚にまとめていただき、「様式2の1」を事業毎に作成し添付してください。ただし、「介護キャリア段位普及促進事業」は、「様式2の1」の添付は不要です。